

## これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について

### 1 (平成当初～) 行政改革の取組み

別紙No.②

本町の行政改革は、バブル経済末期の平成2年度に策定した第1次箱根町行政改革大綱にはじまります。以降、6次にわたり大綱を策定し、その時々々の社会情勢の変化に対応しながら簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員の定員管理、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

### 2 (平成15年度～) 財政改革の取組み

別紙No.③

行政改革の取組み後も、町民税及び固定資産税の下げ止まりが見られないなかで、平成初期の大規模建設事業の公債費負担など、義務的経費の増加による危機的な町財政を立て直すため、平成15年度を「財政再建元年」と位置づけました。

その後、平成16年に「財政再建プラン」、平成21年に「財政健全化プラン」を策定し、これらの計画に基づき、財政改革の取組みを進めてきました。

### 3 (平成27年度～) 行財政改革〔行政改革と財政改革の統合〕の取組み

別紙No.②③⑦

平成15年度以降、行政改革と財政改革の取組みとともに、財政調整基金(貯金)の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行(借金)など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきましたが、基金の枯渇などにより、それも限界となり平成28年度の予算が編成できない状況にまで陥ってしまいました。

そこで、より一層の行財政改革の推進するためにこれまでの行政改革、財政改革の2つを統合した「行財政改革アクションプラン」を策定し、これまで聖域としてきた消防職員の削減など従前の計画以上の内容とした取組みを行うこととしました。

### 4 (平成28～30年度) 固定資産税超過課税の実施〔新財源の検討〕

別紙No.④⑤⑦

中期財政見通しを策定した結果、行財政改革アクションプランを実施してもなお多額の不足が生じてしまうことから、平成27年度に新財源確保有識者会議を設置し、新財源について検討した結果、固定資産税の税率を見直すことを決定しました。

町では、当初、平成28〔2016〕年度から令和3〔2021〕年度までの6年間、税率を現行の1.4%から1.68%に引き上げる町税条例の一部改正案を提案しましたが、議会での審議の結果、平成28〔2016〕年度から30〔2018〕年度までの3年間、税率を1.58%とする内容で議決されました。

## 5 (平成28年度) 行財政運営を考える町民会議の設置

別紙No.⑥

平成27年12月議会における固定資産税の税率見直しに関する審議の際に、箱根温泉旅館ホテル協同組合から議会に対し「財政再建と持続的発展についてALL箱根で議論する場の設置」について要望がありました。

町では、将来にわたり安定的な行財政運営をするにはどうすべきか、町民や事業者の皆さまから幅広く意見を伺うことを目的として平成28年度に町民会議を設置しました。

会議を重ねた結果、委員の総意に基づき、「観光地としてどのような町をめざすべきか」「自分たちがどのような町に住みたいか」「将来子どもたちにどのような町を残したいか」「そのような町にするためにどうしたらいいか」といったことについて、委員の思いを提言書としてまとめて頂きました。

## 6 (令和元年度～) 固定資産税超過課税の継続〔次期財源の検討〕

別紙No.②③④⑤⑦

町では、平成28年度以降、行財政改革アクションプランや受益者負担の適正化などの取組みを進めるとともに、令和元〔2019〕年度以降の財源不足額の対応策について、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定、さらに既存税に加え法定外税等も含めた次期財源のあり方について、行財政改革有識者会議の議論を踏まえつつ、改めてゼロベース検討を行った結果、今後の財源不足に対する考え方をまとめました。

### ○財源不足に対する町の考え方のポイント

- I 新たに中長期財政見通しと行財政改革アクションプランを策定した結果、さらに行財政改革を進めても、中期（令和元〔2019〕～5〔2023〕年度）の財源不足は、年平均約5億円が見込まれ、今後も財源不足への対応が必要であると考えています。
- II この状況を踏まえて、都市計画税や町民税など各税目について改めて検討した結果、財源不足に対する対応策としては、『固定資産税の超過課税の実施（継続）』が最も望ましいと考えています。⇒当分の間実施し、5年毎に見直す形でH30.12に議決。
- III 長期（令和6〔2024〕年度以降）には、さらに財源不足の拡大が見込まれるため、固定資産税の超過課税の継続だけではなく、新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要であると考えています。

## 7 (令和元年度) 観光まちづくり財源検討会議の設置

別紙No.①⑧⑨

上記IIIの考え方に加え、行財政運営を考える町民会議及び行財政改革有識者会議の提言も踏まえ、本検討会議を設置したものです。

この会議の検討結果は、令和4〔2022〕年度からの第6次総合計画後期基本計画及び令和6〔2024〕年度以降の財源不足への対応に反映させる予定です。

【資料2 別紙】 これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について

